

KARIYA 大演会【ライブエリア】

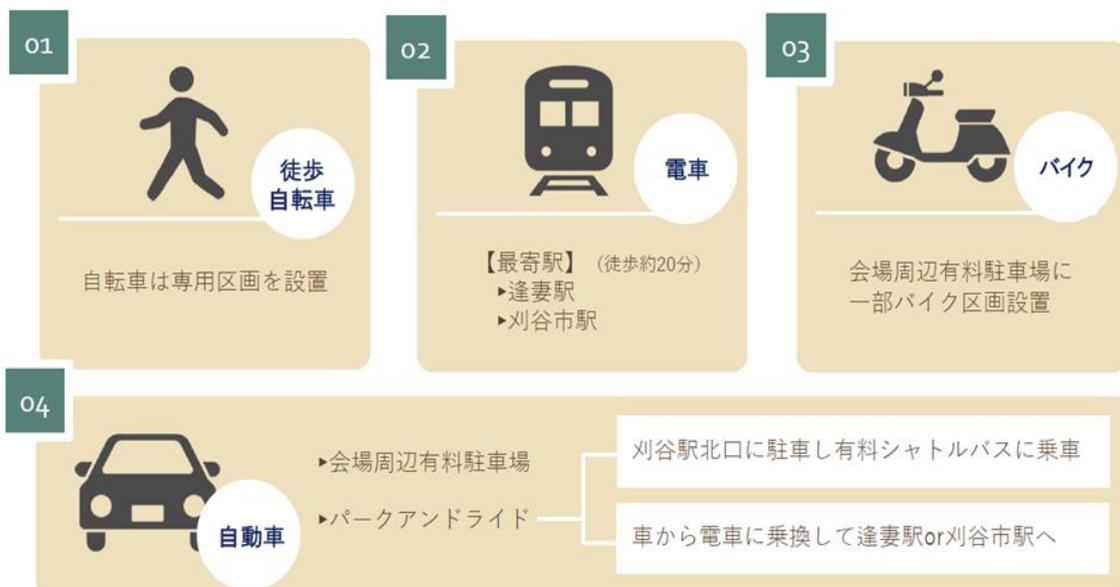
刈谷市商店街連盟 出店者募集要項

1 「KARIYA 大演会」について

- (1) 概要 刈谷市市制施行75周年の節目の年を祝うとともに、シティプロモーションの推進及びにぎわいの創出のため、マルシェ等を併設した西三河最大級の屋外音楽フェスを開催するもの。
- (2) 日時 令和7年11月1日(土) 午前11時～午後6時(予定)
- (3) 主催 刈谷市市制施行75周年音楽フェス実行委員会、刈谷市
- (4) 場所 亀城グラウンド(現亀城公園運動広場)等
- (5) 内容 ライブエリア(有料): 音楽ライブ、飲食販売等【本件】
パークエリア(無料): マルシェ、ワークショップ等



- (6) 規模 最大10,000人程度
- (7) 出演 6～7組
- (8) 来場者の交通経路



(9) チケット販売スケジュール (予定)

時 期	内 容	方 法
6月15日～	チケット販売開始案内	公式 HP、刈谷市広報媒体、報道提供
6月下旬	第一弾アーティスト発表 チケット最速販売	公式 HP、刈谷市広報媒体、SNS 広告等
7月下旬	第二弾アーティスト発表 チケット先行販売	〃
8月下旬	第三弾アーティスト発表 チケット一般販売	〃
10月初旬	予備販売	〃

2 ライブエリア飲食出店概要

(1) ライブエリア飲食出店運営者

特定非営利活動法人まちづくりかりや

(2) 出店内容

①テントブースにおける飲食物等の販売

②移動販売車による飲食物等の販売

(3) 出店場所

亀城グラウンド (ライブエリア) 内飲食スペース



(4) 出店条件

申込み時点で以下の条件を満たしていること。

- ①令和6年12月末日時点で刈谷市商店街連盟加盟店であること。
- ②申込時に刈谷市商店街連盟（露店営業研究会）の公式LINEアカウントを友達登録すること。（※出店に関する連絡手段として使用するため）
- ③販売品目等は原則として市内実店舗または事業所の事業内容に類するものであること。
- ④飲食物の販売の場合は市内に実店舗または事業所を有し、当該店舗で食品営業許可を受け営業していること。
※食品営業許可申請中（開店準備中等）は出店できません。
- ⑤飲食物の販売品目は衣浦東部保健所で食品営業を受けられる露店品目に限ること。
- ⑦移動販売車による販売は④に加え、過去1年間で市内での販売実績を有すること。
- ⑧販売行為に起因して生じた損害を賠償するための保険に加入していること。
- ⑨暴力団及びその関係団体との関係を有しないこと。（スタッフを含む）

※刈谷警察署に出店者名簿を提出し、照会をかける場合がありますので、

予め了承ください。

(5) 募集区分及び出店料

	テントブース出店	移動販売車
出店料	1ブース 37,000円 (出店ブース料 35,000円、 事務手数料 2,000円)	1ブース 22,000円 (出店ブース料 20,000円、 事務手数料 2,000円)
ブース（小間）の 大きさ	間口 5.4m×奥行 3.6m ×高さ 3.0m	車両サイズによる (車両外調理は不可)
ブース設営者	テント（照明付き）、机（4台）： ライブエリア飲食出店運営者 その他：出店者（店舗看板含む）	出店者
提供可能飲料品	ソフトドリンク、アルコール提供可 ただし、ビール及び発泡酒の提供はライブエリア飲食出店運営者 が許可した出店者に限る	
備考	※出店に伴い必要となる水、電気及びガスは、出店者で用意して ください。 ※牽引トレーラーでの販売の場合は牽引車を指定駐車場への移 動をお願いする場合があります。	

(6) 申込方法

本要項の記載内容に同意の上、下記フォームからお申込みください。

【Google フォーム】 <https://forms.gle/QizC9gTGUXL8obwV8>

※営業許可証等の必要書類は、出店決定後に提出を要請します。



(7) 申込期限

令和7年2月28日(金) 午後4時必着

3 申込みスケジュール等

日 程	内 容
2月14日(金)	出店募集 開始
2月28日(金)	出店募集 締切
4月中	出店決定通知
6月15日(日)	チケット販売案内開始
10月31日(金)	前日準備(ライブエリア出店者)
11月 1日(土)	イベント当日

※刈谷市商店街連盟事務局で審査のうえ決定します。

※出店決定者には搬出入等の詳細事項や出店料の支払いに関して別途ご案内します。

※出店場所は、刈谷市商店街連盟事務局にて公正に決定しますのでご承知おきください。

4 遵守事項

- ・業務上知り得た情報を他に漏らさないこと。
- ・関係法令を遵守すること。
- ・公序良俗に反しないこと。
- ・出店について、第三者に権利の譲渡又は転貸等しないこと。
- ・広報 PR 用資料(販売物の写真等)の提供に応じること。
- ・会場内において、許可を受けた車両以外で乗り入れないこと。
- ・指定されたテント又はキッチンカー以外で火気を使用しないこと。
- ・事業に伴って発生したごみ等は、出店者の責任において適正に処理すること。
- ・施設を破損した場合や来場者からの苦情等を受けた場合には、後日展開する緊急連絡先に速やかに報告するとともに、出店者の責任において適切に対処すること。
- ・与えられた区画内のみで出店すること。
- ・設置物はおもりで十分に対策を講じるなど安全面に配慮すること。
- ・会場内における看板等の設置に際して、ペグ等を使用しないこと。
- ・派手な看板や広告幕等は使用しないこと。
- ・音響設備や拡声器等を使用しないこと。
- ・来場されるお客様がどの時間帯に来場されても、販売可能な状態を確保すること
- ・売上報告やアンケート調査等に協力すること。

5 連絡先

刈谷市商店街連盟事務局（刈谷あきんどぷら座）

所在地 刈谷市広小路5丁目46番地 〒448-0844

電 話 0566-25-3015

携 帯 070-2322-6596

F A X 0566-25-3035

■定休日 土・日・祝日 ■営業時間 午前9時30分～午後4時